

平成26年度電波監視概況(混信妨害申告及び不法無線局の措置状況)

1 混信・妨害申告の状況

▶ 昨年度に比べ申告件数が増加

平成26年度の申告件数は306件で、平成25年度(257件)と比べて49件増加している。(図1参照)
 全国の平成26年度申告件数(電磁環境関係申告を除く。)は2,766件で、平成25年度(2,345件)と比べて421件増加している。(図2参照)

▶ 重要無線通信※妨害は海上関係が増加

重要無線通信妨害に係る申告は138件で、平成25年度(69件)と比べて69件増加しており、海上関係の混信妨害事案が61件(平成25年度:16件)と最も多く、次いで航空関係、消防、放送業務となっている。全国の状況と比較すると、全国では航空関係の申告が多いのに対し、九州においては海上関係の申告が多くなっている。(図1、図3、図4参照)

▶ 一般申告はアマチュアが最多

重要無線通信妨害以外の一般申告は、アマチュア無線に関するものが最も多く97件(68%)、次いで、簡易無線局関係11件(8%)となっている。(図5参照)

▶ これまでにはなかった新たな事象の出現

近年は、LEDや照明器具、ワイヤレスカメラ等からの事案が新たに出現している。

※重要無線通信とは、電波法第102条の2に規定する無線通信(電気通信業務、放送業務、航空、消防・救急、警察、気象業務、電気事業、鉄道事業等の重要な無線通信)をいう。

図1 混信・妨害申告件数の推移(九州)

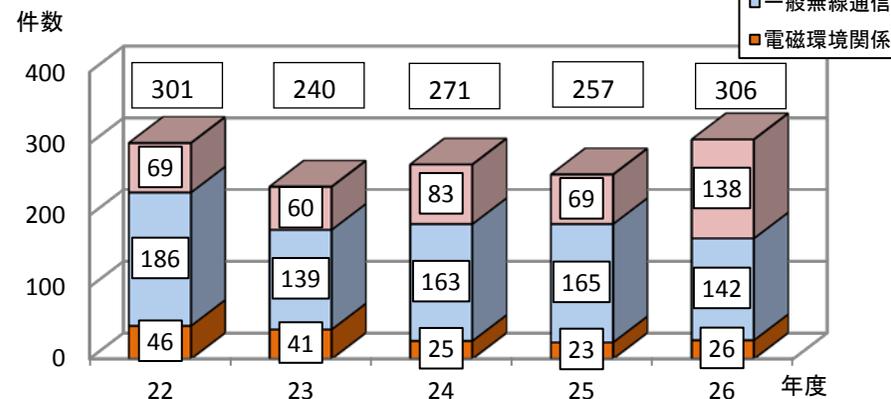


図2 混信・妨害申告件数の推移(全国)

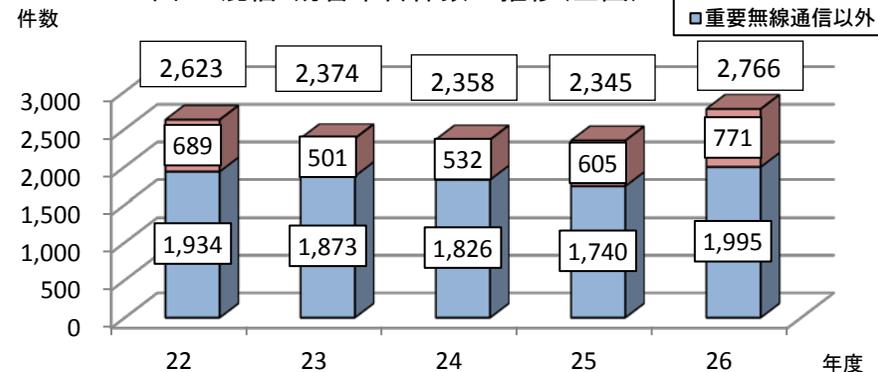


図3 重要無線通信妨害申告件数(用途別)(九州)

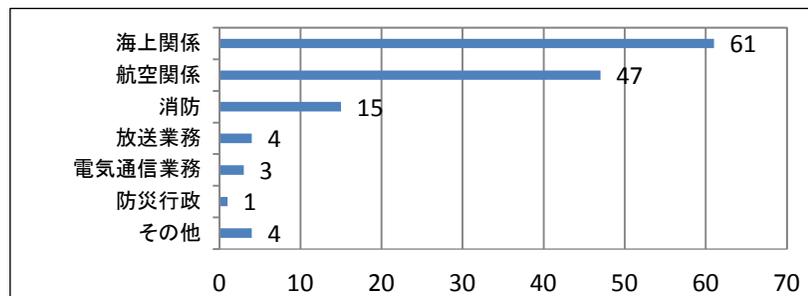


図4 重要無線通信妨害申告件数(用途別)(全国)

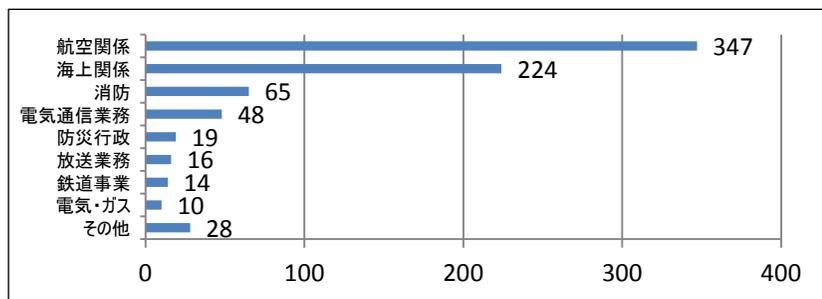
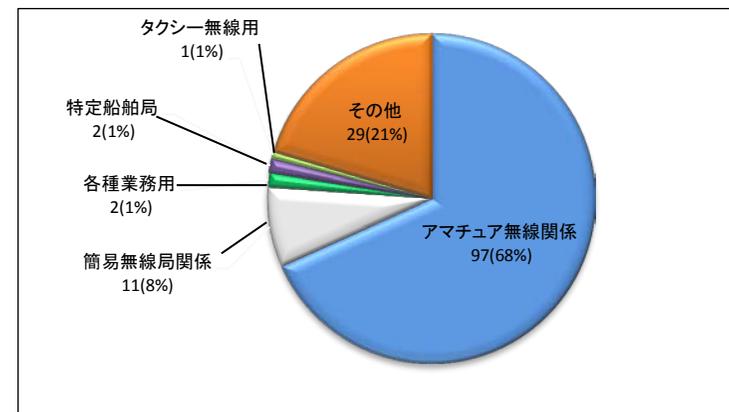


図5 一般申告件数(用途別)(九州)



◆ 重要無線通信妨害の発生・措置状況(平成26年度)

発生状況

- ▶ 重要無線通信妨害は前年度比2倍に増加
重要無線通信妨害に係る申告は138件で、平成25年度(69件)と比べて2倍に増加している。(図6参照)
- ▶ 緊急波※の申告が急増
緊急波に関する申告は79件で、前年度(29件)に比べて50件増加している。また、緊急波以外に関する申告は59件で、前年度(40件)に比べて19件増加している。(図6参照)
- ▶ 九州においては、外国波の異常伝搬によると思われる緊急波(国際VHF70ch※)の申告件数が増加している。
- ▶ 執務時間外申告件数が全体の約半数
執務時間外に発生した重要無線通信妨害の件数は66件で、前年度(31件)より35件増加し、全体の約48%を占めている。

※緊急波とは、航空機や船舶の緊急事態発生時に使用する周波数をいう。
国際VHF70chとは、船舶のデジタル選択呼出装置(DSC)による遭難・緊急等の呼出・応答用チャンネルをいう。

措置状況

- ▶ 重要無線通信妨害が発生した場合には、妨害源の迅速な排除に努めており、申告があった事案138件について全て解決済みである。
- ▶ 発射原因を特定した事案16件のうち、無線機器の誤発射・整備不良によるものが8件、不法局によるものが6件である。(図8参照)
- ▶ 緊急波に関する申告79件のうち、発射源の探査又は位置情報提供等により3件を排除しており、自然消滅が76件である。なお、排除した3件は誤発射又は整備不良によるものである。(図9参照)
- ▶ 緊急波以外に関する申告59件のうち、妨害源を特定し排除した事案は13件であり、自然消滅が46件である。(図10参照)

図6 重妨害申告件数の推移(九州)

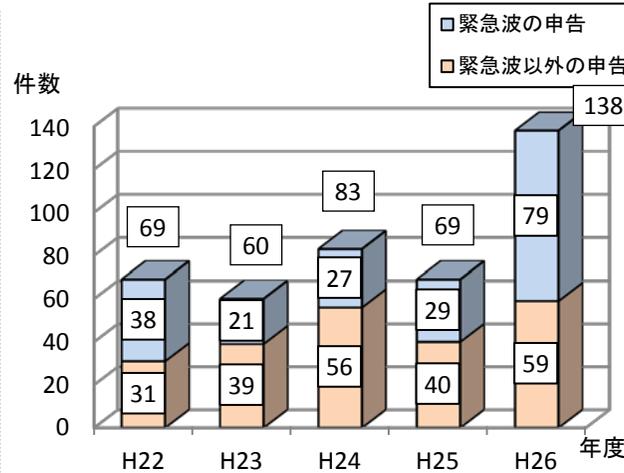


図7 重妨害申告件数の推移(全国)

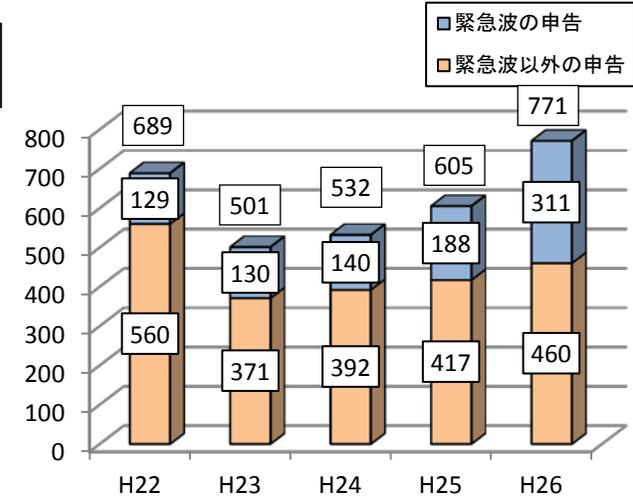


図8 発射原因の概要(九州)

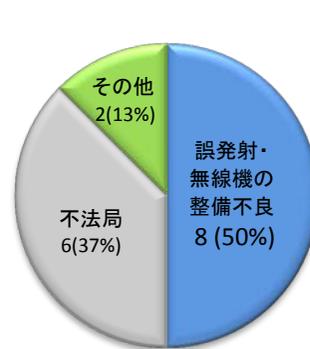


図9 緊急波措置状況(九州)

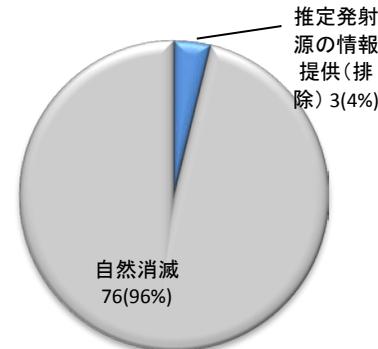


図10 緊急波以外の措置状況(九州)

